



今年度で終了

道路沿いの危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します 安中市危険ブロック塀等撤去費補助金のご案内

☎困建築住宅課指導係(☎内線1255・1256・1257)

市は、道路沿いの危険なブロック塀などを市内業者に依頼して撤去する費用の一部を補助しています。

この事業は、目的を早期に達成するため、実施期間を令和3年度から5年度までの間に限定して行っており、今年度で終了となります。この機会に本事業

業の活用を検討していただき、道路沿いの危険なブロック塀などの撤去にご理解とご協力をお願いします。

詳しくは窓口で相談してください。
なお、市HPにも掲載しています。

詳しくはこちら➡



補助対象者

- ・危険ブロック塀などの所有者(相続人含む)
- ・市税などを滞納していない人

補助対象のブロック塀など

次のいずれにも該当するブロック塀など

- ・個人が所有するもの
(法人が所有する場合は対象外)
- ・補強コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀および門柱
(下部に設置された基礎を含む)
- ・道路に沿って設置されているもの
- ・道路から上端までの高さが0.8m以上のもの
(擁壁などの上に築造されている場合は、当該擁壁などを含む高さ)
- ・道路からの距離が、ブロック塀などの高さ以内に設置されているもの
- ・「ブロック塀の点検のチェックポイント」の点検の項目で不適合があるもの
(P12下図参照)
- ・公共事業などの補償の対象ではないもの

- ・市の他制度による補助金の交付対象ではないもの
 - ・交付申請時点で現に存在しているもの
- ※申請の時点で着工または完了している工事は対象外

補助対象工事(対象になる工事)

次のいずれにも該当する工事

- ・道路に沿った危険ブロック塀などを撤去する工事
 - ・市内業者に発注して実施する工事
- ※市内業者とは、市内に本店または支店の事業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業者です
- ・令和6年3月29日(金)までに撤去工事を完了し、完了報告ができるもの

補助金額

- ・補助対象経費の1/2(千円未満切り捨て)
 - ・限度額：次の①または②のうち低い額
- ①5万円
②危険ブロック塀などを撤去する長さの合計に1mあたり1万円を乗じた額

補助金交付までの手順 ～撤去工事着手前に交付申請をしてください～

1. 交付申請

受付 困建築住宅課

☎午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

・申請の際は交付申請書に所定の書類を添えてください

※撤去工事は、交付決定後に着手してください

2. 完了報告

工事完了報告提出期限 令和6年3月29日(金)

受付 困建築住宅課

・補助対象工事の完了後、完了報告書に所定の書類を添えて提出してください

・書類審査後、補助金を交付します